

2020年5月25日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉 様
学校教育部長 狩野 雅彦 様

枚方教職員組合
執行委員長 有馬 昌代

学校再開に向けた緊急要望書

学校再開に向けて、学校が子ども・父母・教職員にとって安全な場となり、子どもたちや教職員が安心して学び、働ける場とするために、以下のことを求めます。

1. 学校の教育環境に関して

休業中の登校日には、分散登校などの対策が取られています。学校が再開され通常授業になると、現状の教育条件では、十分な感染防止対策をとることは困難です。教育条件の改善や必要な物品の確保などが求められます。

1) 感染予防対策のために

- ① 感染予防対策に万全を期すため、市に対して補正予算要求を行い、現場に必要な人員の配置、予算措置を講ずること。
- ② 消毒材、非接触型体温計、マスクやシールドなどの必要な資材を、市として責任を持って各学校に配当できるように対応すること。
- ③ 濃厚接触者、感染疑いの児童生徒に適切に対処できるように、養護教諭への人的な支援を行うとともに、施設設備面で必要な予算、措置を執ること。

2) 経済的な影響から子どもたちを守るために

- ① 就学援助制度について、支給時期を前倒しするなど学校再開時の給食費、教材費や実習費に対応できるようにすること。
- ② 就学援助の対象項目を拡大するとともに、支給額の増額を行うこと。
- ③ 枚方市の奨学金の対象拡大と支給額の増加を行うこと。
- ④ 就学援助の今年度の収入の激減による認定制度や、特別給付金について、外国人向け文書も含め、早急にすべての保護者に周知できるようにすること。

3) 学校運営体制、予算などについて

- ① 留守家庭児童会について、臨時的、緊急な事態にも対応でき、安定的、継続的な保育が可能な人員の確保充実を行うこと。
- ② 監督部署としての社会教育部を復活させて、指導監督や条件整備に注力できるようにするとともに、現場が子どもとの対応に専念できるようにすること。
- ③ コロナ危機の中で、社会機能維持に不可欠の重要な役割が明らかになった留守家庭児童会の民間委託検討を中止、撤回し、公設直営で、直接雇用の体制を維持充実させること。
- ④ 感染拡大、パンデミックへの対応からも特に密集、密閉、密接が避けられない日本の現状の学校規模、学級定員引き下げが先進国の中でも深刻な点から、
 - a、少人数学級拡大を進めるとともに、大規模校、過密校の課題解消に向けて早急に取り組むこと

- b、感染予防対策に逆行する市内 11 校の統廃合を含む学校規模適正化計画の再開・具体化を中止、撤回すること。
- c、過大過密校を生み出すことにつながる施設一体型小中一貫校の設置の計画・具体化は行わないこと。
- ⑤ 分散登校、変則的な授業時間などの中で学校給食の再開に当たっても、感染対策、安全・安心の給食が実施できるように、配膳、喫食方法の検討、給食調理員、栄養士、栄養教諭の業務負担軽減のための人員、予算の充実を行うこと。
- ⑥ 各学校での給食の配膳、喫食で負担軽減できるよう、人員の配置や配膳危機の充実に取り組むこと。

2. 教育活動に関して

- ① 長期の休校の中で大きくなっている子ども、保護者の不安やストレス、虐待や不登校の増加の懸念から、子どもたちの心身のケアにつとめるために必要な人員配置や予算措置を講じること。
- ② 教科書内容、学習指導要領の学習内容の履修優先におちいらずに、精選・削減を行うよう、国・文科省に働きかけること。
- ③ 土曜授業の増加や長期休業期間の削減を安易に行わず、授業時数の無理な押しつけを行わないこと。また、GTECや小学校の陸上大会、駅伝大会などの市教委の課題やイベントの中止を含む見直しを行うこと。
- ④ 各学校に求める市教委の課題（中学校タテ持ち授業、小学校運動会への指示事項、卒業式の実施内容の指示事項など）を取りやめ学校の裁量を最大限尊重すること。通知表の所見などの簡素化や負担軽減を学校ごとに判断できるようにすること。
- ⑤ 市教委主催の研修、学校の研究授業や公開授業、校内研修を大幅に見直し、回数の削減や指導案、報告書、研究協議の抜本的な負担軽減を行うこと。
- ⑥ 高校等の入学検定の試験内容について、試験範囲の削減など特別の配慮を行うよう府教育庁や文科省に働きかけること。
- ⑦ 中学生チャレンジテストを中止するとともに、小学生すくすくテストの導入を行わないように府に働きかけるとともに、実施されても枚方市として参加しないこと。

3. 教職員の働き方に関して

- ① 時差出勤や自家用車などでの出勤について、弾力的に認めること。とりわけ、妊婦や基礎疾患をもつ教職員などへの配慮を行うこと。
- ② これまでの業務に加えて、感染予防のための業務などが求められることになる。一層の業務削減につとめること。とりわけ、評価育成システム、市費教職員への人事評価の運用を中止すること。
- ③ 学校再開後の授業、行事や教職員の勤務に当たり、教職員の長時間勤務、過重業務を解消するための、勤務時間の上限、業務量の適正な管理を定めた規則を順守し、勤務時間、休暇、休憩などの法令規則を厳守すること。
- ④ 教職員の感染予防対策ができるように、職員室や休養室、職員トイレなどを含めた感染予防対策に万全を期すとともに、とりわけ基礎疾患を抱えたり、妊娠している教職員への配慮や負担軽減を行うこと。
- ⑤ 今回の新型コロナウイルス感染による臨時休校の中で、教育現場での府費教職員と市費教職員の間で、職免適用や在宅勤務の適用などについての勤務条件の格差が浮き彫りになりました。職場の中の業務遂行や協力関係、市費教職員のモチベーションに重大な影響を与える点からも早急に規則等を是正すること。

以上